

１．震災発生後の活動

（１）当時 特定非営利活動法人M I YAGI 子どもネットワーク代表理事として

３月１５日 電気復旧後、メール配信。メールでの相談実施。
児童館、のびすく仙台を通して子ども関係物資集める

３月２６日～４月２１日 セーブ・ザ・チルドレンと共にこどもひろば運営
石巻（ビッグバン、大街道小・鹿妻小） 東松島（大曲小、矢本一中）
名取（高館小、館腰児童センター） メンバー在仙の劇団関係者・学生等３０人ほど

（２）２０１１年４月６日 「災害子ども支援ネットワークみやぎ」設立

災害子ども支援ネットワークみやぎ
東日本大震災を機に結成されたネットワーク。現在約８０人・団体が登録。 <役員> 代表世話人（小林純子） 世話人（関口博久・畑山みさ子・高橋悦子） <活動内容> 心のケア（チャイルドライン・カード配布など）物資支援 イベント支援 学習支援 支援者対象講座 就労支援（託児室開設・ひとり親支援など） <連絡先> 〒981-0954 仙台市青葉区川平 1-16-5 スカイハイツ 202 TEL&FAX 022-279-7239 メールアドレス saigai_kodomo@yahoo.co.jp URL http://saigai-kodomo.org/ <募金口座> 名称はいずれも 「災害子ども支援ネットワークみやぎ」 １.郵便振替口座 02240-3-125954 ２.ゆうちょ銀行 店名 229 店番 229 当座 0125954 ３.七十七銀行 中山支店 店番号 286 普通 5357501

当初、市町担当課を訪ねると「今は子どものことどころではない」という実態

２０１２年１２月「災害子ども支援センター」設置

（３）特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎとして

前年１１月「子どもの権利条約フォーラム」実施

富山、新潟、東京から続々支援物資届く 他団体からも支援申し出、NGO・NPO 来訪多数

◆ ２０１１年６月～

仙台市「安心見守り協働事業」 一般社団法人パーソナルサポートセンターが仙台市より受託
２０１１年６月から絆支援員研修を５期にわたって実施 約５０人の絆支援員養成

◆ ２０１１年９月

宮城県サポートセンター支援事務所開設

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎが宮城県サポートセンター支援事務所協力団体となるが、当初、高齢者の問題のみで、子どもの問題が見えず

<被災者支援従事者研修>

２０１１年度 被災者支援従事者研修 宮城県サポートセンター支援事務所と社会福祉課で
企画。研修の企画に子どもの問題を１日のみ入れる。

２０１２年度 CLCに委託 子どもの問題の講座なし（※改善の必要ありと考える）

平成24年度サポートセンター支援業務委託

委託期間 平成24年4月2日から平成25年3月21日まで

目的 仮設住宅において子育て世帯が安心して暮らせるよう、サポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成やネットワークづくりを促進するため、被災地における子育て支援のノウハウの提供やネットワークづくりのための、講習会や相談会、ワークショップ等を実施し、サポートセンターにおける子ども・子育て世帯への支援の充実と強化を図る。

業務内容

- (1) 子育て支援を行う関係者のためのセミナー等の実施
- (2) 子育て支援に関するワークショップ等の実施
- (3) 地域における子育て支援ネットワークづくりのための連絡会議の実施

各業務の実施回数

各業務を、実施対象市町である沿岸部15市町（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町、亘理町、山元町、女川町、南三陸町）において、各事業を33回実施すること。ただし、各事業について、1回以上各市町において実施すること。

2. 震災前の子どもたち

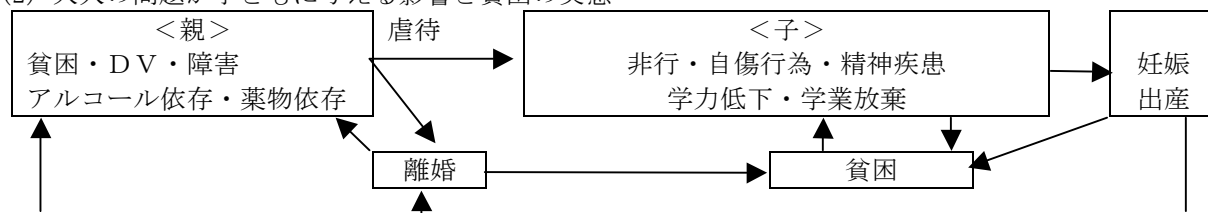
(1) 「チャイルドライン」から見える子どもたちの姿

いじめ、不登校、虐待（身体的・精神的暴力、ネグレクト、DVの目撃）、孤独、精神疾患、貧困

*統計に見る日本の子どもの現状

警察庁統計資料 2010年	ユニセフ調査 2007年	日本青少年研究所 2008年	厚生労働省調査 2006年
子どもの自殺 毎日1.7人	孤独を感じている子ども 3人に1人	疲れを感じている高校生 5人のうち4人	子どもの虐待死 3日に1人

(2) 大人の問題が子どもに与える影響と貧困の実態



DV, 虐待, 貧困などの連鎖を断ち切るために→18歳を超えてもサポートする体制を！（パーソナルサポート）

3. 震災後1年半たった子どもの現状とそれに対応する提案

子どもの状況	課題	実施すべきこと
①親を亡くした子ども (7月17日現在宮城県) 孤児数 135人 (親戚等による保護 124人、施設入所者 2人) 親族里親等 親族、養育里親登録数は63件、85人の孤児を委託 遺児数 902人	おとなに受け止めてもらうに至っておらず、自分で抱えている。 スクールカウンセラー等にはなかなか本音が言えない。 携帯電話がない、公衆電話がない等で、相談電話にかけられない。 残された祖父母、父親が育児に苦慮している。	1. 心のケア (1) スクールカウンセラーに限らず、子どもの心の声を聴く多様な体制を整備する。 話せる雰囲気作りと若いスタッフの派遣。 (2) グリーフケアを子ども対象に実施 (3) 子どものまわりの大人(親・教師等)のケア、人的配置を強化 (4) チャイルドライン等の活用のために公衆電話の設置を働きかける。 2. 里親への支援 3. 祖父母、父親への支援の強化
②子どもへの様々な暴力 取材の過熱 外部ボランティアからの性被害 不審者の子ども撮影 避難先でのいじめ 虐待	NOと言えない子どもたち 助けを求めることをためらう、助けを求める先を知らない 助けを求めても気付いてもらえない、無視される	1. 子どもへの暴力防止 (1) CAPプログラムの実施 (2) 保護者・支援者への虐待防止教育 (3) 子ども自身への人権教育 2. SOSを受け止める体制の強化 (1) チャイルドラインの普及 (2) 子どもオンブズパーソンの設置 (3) 子どものまわりの大人に「傾聴」トレーニングを実施
③進まない学校の復旧 被災校762校のうち 仮設校舎使用学校20校 (小9、中8、高8) 本校以外の他校に間借り32校(小22、中9、高1)	同居している学校の教師・子どもが抱えるストレス 子どものケア、遠距離通学で教師が抱えるストレス	1. 間借り学校への支援 (1) 物資援助 予算増 (2) 人的援助 就労支援とセットで考える
④住宅事情 仮設住宅は宮城県内15市町に400団地 22,425戸 (H23年11月4日 宮城県) 仮設住宅に在る子ども(5市町は不明)(H23年10月ごろ宮城県) 未就学約1370名、小学生約1800名、中学生約930名、高校生約950名 計約5,050人	仮設住宅の子どもの状況が把握しきれていない 学習支援者の苦闘 支援者任せの実態 助成金の終了と撤退 「場所」があっても「人」がいない 見守りができない 「場所がない」でかたづけられてしまう	1. 仮設住宅入居の子ども数調査 2. 学習の場所の確保と支援者の配置 3. 仮設住宅における遊び場の確保にアイデアと工夫

⑤忘れられない記憶に悩む子どもたち	おとなに受け止めてもらうに至っておらず、自分で抱えている。 スクールカウンセラー等にはなかなか本音が言えない。 携帯電話がない、公衆電話がない等で、相談電話にかけられない。	1. 話ができる場、雰囲気作り (1) チャイルドラインの普及 (2) 子どものまわりの大人に「傾聴」トレーニングを実施 2. 受け止める人材の養成 (1) 若いスタッフの研修と配置 遊びの中でのケアを実施 3. チャイルドライン等の活用のために 公衆電話の設置を働きかける。
⑥家計の悪化	保護者の就労が回復しないため、学校納付金が納められない、子どもが進学をあきらめる	1. 物資支援 新入学用品などの援助 2. 進路指導等での丁寧な相談 3. 子どもへ奨学金情報等を提供 4. 親への就労支援 5. もともとのひとり親家庭への支援強化
⑦遊び場、居場所がない	子どものストレス増加 まわりの大人のストレス増加 体力低下	1. 子どもの遊びの必要性の広報啓発 2. 遊びを通じた健全育成を図る児童館の設置を進める 3. 乳幼児家庭への支援 居場所・一時預かりなど

子どもオンブズパーソン設置案

子ども救済センター（仮称）を設置し、訴えを受け付ける
登録制で子どもオンブズパーソンを各圏域に数人ずつ置く
弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、NPOなど

問題の解決方法

- ①子ども・親からの相談→聞きとり→ケース会議→調停
- ②学校からの相談→聞きとり→ケース会議→調停

期待される効果

第三者として公平に接することで、両者の言い分をよく聴き、解決に導くことができる
それぞれも問題によって専門家の意見を反映することができる
加害者、被害者が直接会うことを防ぐことで、両者の優劣によらない解決方法を選択できる
初期に対応することで、抑止にもつながる
いじめ対策にも有効

4. 宮城県子ども支援会議

宮城県「子ども支援会議」設置要項

-子どもと保護者に優しい環境の修復-

1. 目的

- 東日本大震災により被災した人々を対象に、特に子どもたちの保護、心のケア1、子育て支援などを実施するにあたって、宮城県の復興支援計画実施のため・具体化のために NGO 及び NPO などの関係各機関の連絡調整を図る。
- 宮城県の子ども支援に関する NGO/NPO 間と行政との情報共有と、よい実践例に沿ったモデル事業の推進を促す。

2. 活動

- ・ 誰が (Who)、何を (What)、どこで (Where)、いつ (When) といった活動の情報共有のとりまとめと促進
- ・ 子どもに関する支援の重複、不足、ギャップを情報共有により見極め調整
- ・ 共有情報を行政を通じ自治体、地域団体へ発信・啓発し、現地協力、地域資源活用を促進
- ・ 優れた実践例の共有および有害になりかねない実践例の抑制
- ・ スタッフやボランティアの研修機会の共有

3. 活動の原則

本会は、参加団体個々の活動がより効果的・適切に行えるよう相互の連携・連絡を図るものであって、会員団体個々の活動を制限するものではない。

本会は、特定の政党・団体・個人の利益のために活動するものではない。

4. 参加団体

県の関連部署(教育庁義務教育課、教育庁生涯学習課、総務部私学文書課、保健福祉部子育て支援課)、 ジャパン・プラットフォーム、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、日本ユニセフ協会、プラン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、シャンティ国際ボランティア、日本赤十字、災害子ども支援ネットワークみやぎ(2011年8月7日現在)。本会の趣旨に賛同する非営利団体は、原則参加できる。

提言(案) 小林より子ども支援会議に提案中

宮城県のすべての子どもたちが、平等に、福祉により守られ、教育を受けることができるよう、行政、市民、企業が一体となって、子どもの権利が尊重される環境づくりに努めます。

そのためにすべきこと

1. すべての子どもたちが、健康な生活をおくることができるよう、健康診査、病気の予防、医療の充実をはかる。
2. すべての子どもたちが、良質の保育、教育を受けることができるようにする。
3. 家庭に問題を抱える子どもには、特段の配慮をする。
4. 原因が震災か否かに限らず、親を亡くした、あるいは片親になった子どもたちへの支援を行う。
5. すべての子どもたちが暴力から守られるよう、予防と対応をする。
6. 子どもを支えるシステム、SOSを受け止めるシステムの充実をはかる。
7. 子どもの成長に欠かせない「遊び」の環境を整える。
8. 子どもの育ちを支援する人材の育成をはかる。
9. 子どもの復興支援の拠点を作り、進行管理をおこなう。(※)
10. 子どもの社会参画をすすめ、復興計画などへ子どもの意見を反映する。
11. 子どもたちが将来に希望が持てるよう、就労支援や復興住宅の整備などを急ぐ。

※必要な理由：子ども関係の問題は複数の担当課で行っており、両方を通して見ていく場所が必要

5. その他必要と思われること

- (1) 県として今回の震災の子ども関係の記録を残す
- (2) 拠点の事業として、記録、情報収集、人材育成、事業アドバイス、進行管理
- (3) 被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金の上限を人件費が支出できるくらいに引き上げる
- (4) 大川小学校の例等に見られる、子どもを亡くした親の気持ちを汲み、災害で死亡した子どもたちの慰霊のシンボルを作成。和解と鎮魂を目指す。子ども総合センター敷地内などに設置を検討できないか。

平成23 年度被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金交付要領 (趣 旨)

第1条 県は、東日本大震災に被災した子ども及びその家族等（以下、「被災児童等」という）への支援を目的として、子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という）を活用し、NPO 等（特定非営利活動法人、ボランティア団体等をいう。以下同じ。）の団体に対し、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金（以下「補助金」という）を市町村を通じて交付するものとし、その交付等に関しては、「安心子ども基金管理運営要領」（平成21年3月5日付け20 文科発第1279 号・雇児発第0305005 号 文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営要領」という）及び補助金等交付規則

（昭和51 年宮城県規則第36 号。以下「規則」という）並びに宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市町村とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすNPO 等が被災児童等を対象とした支援活動（補助対象活動）を行う場合に、その活動に要する経費について、市町村が当該団体に対して助成する事業とする。

- (1) 被災地支援活動を行うNPO 等
- (2) 宮城県内に主たる事務所を有し、宮城県内を中心として活動している団体
- (3) 規約又は趣旨書を有し、支援・活動の実態が明確である団体
- (4) 選挙・政治・宗教活動・営利を目的としない団体
- (5) 構成員が2人以上である団体

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動は、宮城県内における支援活動で、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 一時預かり等補完事業
- (2) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会等の実施事業
- (3) 法律や経済的支援等に関する相談会の実施事業
- (4) 子どもの遊びの場の提供事業
- (5) 前各号の他、市町村長が特に必要があると認めた上、知事がそれに同意した被災児童等への支援となる事業

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象とする経費は、別表1に定めるとおりとし、補助率及び補助限度額は別表2に定めるとおりとする。

(補助対象外経費)

第6条 前条に規定する経費のうち、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 他の機関や団体等からの補助を受けている経費
- (2) 国及び県が別途定める補助金及び交付金等の対象となる経費
- (3) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための経費
- (4) 個人に金銭給付を行い、個人の負担を直接的に軽減するための経費

(5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助するための経費

(6) 施設整備のための経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式及び規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、様式第1号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付を決定するに当たっては、運営要領第4（2）から（6）で規定する条件を付すものとする。

2 運営要領第4（2）の規定による知事への承認申請は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付条件変更承認申請書（様式第2号）または宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金等中止（廃止）承認申請書（様式第3号）、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金等実施状況報告書（様式第4号）

によるものとする。

（交付決定通知）

第9条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとし、同第8条第4項において準用する同第6条の規定による変更交付決定の通知は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付決定後変更通知書（様式第6号）によるものとする。

（状況報告）

第10条 規則第10条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業等遂行状況報告書（様式第7号）によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

（実績報告書）

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実績報告書（様式第8号）及び同報告書に定める様式によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると認められるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払いにより交付することができる。

2 前項ただし書きに規定する補助金の概算払いを請求する場合は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金概算払申請書（様式第9号）を事前に提出するものとする。

（年間事業計画書の提出）

第13条 市町村は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実施計画書（様式第10号）を策定し、知事が指定する日までに県に提出するものとする。

2 前項の計画に変更がある場合は、速やかに県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月19日から施行し、平成23年7月28日に遡及して適用する。

（別表1）

経費名 経費の内訳

(1) 賃金 事業実施に不可欠なスタッフの賃金（団体の恒常的な職員に係るものを除く。）

(2) 講師謝金 外部から招聘した講師や指導者に支払う謝金

(3) 旅費交通費 交通費実費、宿泊費等

(4) 物品・資材購入費 事業実施に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用

(5) 印刷製本費 印刷代、報告書等作成費

(6) 使用料及び会場借り上げ料

事業に短期的に必要な会場や機材等の借り上げ料

(7) 通信運搬費 郵送料、電話通信料

(8) 消耗品 事務用品、消耗品等

(9) 燃料費 ガソリン費、灯油費等

(10) その他県が必要と認める経費

(別表 2)

補助対象活動 補助率 補助限度額

(1) 一時預かり等補完事業

(2) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会等の実施事業

(3) 法律や経済的支援等に関する相談会の実施事業

(4) 子どもの遊び場の提供事業

(5) その他被災児童等への支援となる事業

定 額

1 団体 (NPO 等) 当たり

1, 0 0 0 (千円) —